

第9章

韓国

楠 茂樹 / 徐 熙錫

第1節 金融セクターにおける産業構造と競争状況

1. 金融危機への対応

韓国においては、1990年代入り「財閥（チェボル）」¹が過剰な規模拡大と投資を加速させたため、企業債務が急増、財務が悪化した。また、厳しい資本規制の下で、国内金融機関が外国銀行からの短期借入に大きく依存したため、不安定な対外短期債務が累積していた。こうした状況の中、1997年、中堅財閥が相次いで破綻し、国内金融機関の不良債権が急増、外国銀行が一斉に資金返済を迫ったことにより外貨流動性危機に陥った²。この背景として、銀行が「政経癒着」によって、財閥への安易な融資を維持していたことや、1990年代の金融自由化の下で財閥のノンバンク所有が容認されたことで過剰投資・債務に拍車がかかっていたことがあげられる（金融機関のガバナンスの脆弱さ、リスク管理の甘さ³）。さらにその背景として、財閥系企業のグループ内部での広範な相互保証をあげることができる。

¹ 韓国財閥の歴史的展開について、たとえば、荒井 [1999]；中嶋 [2001]；金柄夏 [1991]；金聖壽 [1998]がある。ややジャーナリスティックではあるが、池東旭 [2002]も参照。その生成に特徴的なのは、戦後政府が輸出部門に対する公共借款の直接導入や民間企業の外国借款導入に対する許認可、政府による支払保証を行う等により、財閥の成長を後押しした、ということである。すなわち、財閥の成長は戦後の開発政策の結果なのである。

² 赤間・野呂・多田 [2003: 3-4]。

³ 同上。財閥のグループ会社間で相互債務保証を行っていたことが、金融機関による融資を加速させたとの指摘もある。「財閥企業の負債比率を高くした原因として、財閥企業における中核企業が傘下企業の債務を保証するという相互債務保証の慣行が長く続いていたこと...が挙げられた。」（経済産業省 [2003: 46]）。なお、財閥の相互支払保証と財閥の支配構造を実証的に分析した文献として、ジンテホン [2000]も参照。

経済破綻に直面した韓国は、1997 年末、国際通貨基金（IMF）に緊急支援を要請した。IMF が要求した改革は、「金融改革」「財閥改革」「労働市場改革」の三つである⁴。

2．銀行部門の改革⁵

政府は、資本注入などの支援（主として商業銀行、保険会社）、不良債権買取り（主として商業銀行、保険会社）、預金者保護（主として総合金融会社、中小金融機関（相互貯蓄銀行、信用協同組合））などに、総額 150 兆ウォンを超える財政資金を投入した。

商業銀行についてみれば、銀行間での強引とも言える合併、吸収が政府主導で推進されるとともに（早期〔適期〕是正措置⁶）、外国人投資家の銀行株保有制限を緩和し外資の積極活用が図られた（銀行所有規制の緩和）。企業一般についても、外国人株主の株式取得限度が従来の 33.3%から 100%まで緩和された。これにより、外国人（欧米投資家）が商業銀行の主要株主となった⁷ほか、役員を派遣する先も目立って増えた。

⁴ 以下では金融改革についてのみ言及する。もう一つの大きな改革である財閥改革については、たとえば、深川 [2001]; 権五乗 [2001]; ユスンミン [2000]; イインコン外 [2003]等参照。

⁵ 以下、主として、赤間・野呂・多田 [2003: 6]; 深川 [2000] [2004]に拠っている。

⁶ 「早期〔適期〕是正措置」として、金融監督委員会は、次の各号の事項を勧告・要求若しくは命令し、又はその履行計画を提出するよう命じることができる（金融産業構造改善法 10 条〔1998 年 9 月 14 日改正〕）（金融産業構造改善法については、後掲注 58 も参照）。

- 1．金融機関及び役職員に対する注意・警告・譴責又は減俸
- 2．資本増加若しくは資本減少、保有資産の処分又は店舗・組織の縮小
- 3．債務不履行若しくは価格変動等のリスクが高い資産の取得禁止、又は非常に高い金利による受信の制限
- 4．役員の職務停止、又は役員の職務を代行する管理人の選任
- 5．株式の消却又は併合
- 6．営業の全部又は一部の停止
- 7．合併又は第三者による該当金融機関の引受
- 8．営業の譲渡、又は預金・貸出等金融取引に関連する契約の移転
- 9．その他の措置として、金融機関の財務健全性を高めるために必要であると認定される措置

⁷ たとえば、1998 年 7 月に独コメルツ銀行が外換銀行に 27% 出資し最大株主になった。1999 年 5 月に米投資銀行のゴールドマン・サックスが国民銀行に 17% 出資し最大株主になった。日本経済新聞 1999 年 8 月 29 日朝刊 5 面。外国人による国内銀行への出資は、その後さらに増え、2007 年 2 月時点で、国内のほとんどの銀行で、外国人の持分は 50%を超えている（最大手の国民銀行 82.7%、新韓金融持株会社 78.9%、ハナ金融持株会社 80.2%、外換銀行 77.1%、韓国シティ銀行 100%、SC 第一銀行 100%、デグ銀行 65.7%、釜山銀行 56.1%、全北銀行 28.1%）。一方、大手のウリ金融持株会社の外国人持分は 9.5%である（政府持分が 78%）。以上、ソウル経済新聞 2007 年 2 月 12 日（インターネット版）等を参照。

金融危機当時の大手5行のうち、第一銀とソウル銀はIMF支援の時点ですでに債務超過に陥っており、公的資金投入を経て外資に売却することが決定された⁸。残り3行に地銀などを加えた12行も1997年末時点では自己資本比率8%を達成できず、改善計画〔自救計画〕を政府に提出し、十分な損失準備金を積んだ上で6ヶ月から2年の猶予でBasel合意にもとづく資本比率基準を達成することが義務づけられた。

銀行の主たる貸出先は財閥であり、銀行の財務は産業部門の改革に依存していた。政府は、1998年5月から6月にかけて、主要財閥を含む各財閥（系企業）の市場退出、再編を進め、財務体質の弱い下位行を上位行⁹に強制合併させる方針を示した。下位行の不良債権は資産管理公社（Korea Asset Management Corporation: KAMCO）（およびその前身である公社）に買い取られ、直接回収・競売のほか、資産担保証券（ABS）発行・債権売却などを活用して処理された¹⁰。不良債権の買取り、資本注入、預金者保護等に1999年末までに合計45兆ウォン超が使用されている。

また、当時、第二位の財閥であった大宇グループ破綻（1999年）や同年末に実施された資産査定厳格化（FLC (Forward Looking Criteria)の導入）から、2000年後半には、（当時の）全17行のうち8行が自己資本比率8%を下回った（うち5行は債務超過）ことが判明¹¹したため、さらなる公的資本注入が実施された。

公的資本投入を伴うP&A（purchase and assumption：資産・負債の継承）や合併が1999年まで行われた。2001年以降は、競争激化に対応した民間主導の大型合併や持株会社設立の動きが広範化し、銀行数は大幅に減少している¹²。2002年頃より、公的資本注入を受けた国有化銀行の民営化が進捗し¹³、市場メカニズムが一段と強化されつつある。

⁸ 結局、第一銀はNewbridgeに、ソウル銀はハナ銀にそれぞれ売却された（ソウル銀行はハナ銀行に売却される以前に、経営改善に関する諮問契約をドイツ銀行と結んでいた）。

⁹ 上位銀行とは、国民、住宅、新韓、韓美、ハナ銀の各行を指す。

¹⁰ 「KAMCOが、大量の不良債権を集中的に買い取って処理する手法は、不良債権市場を形成し、銀行自身によるABS発行・債権売却を促したほか、クレジットカード債権など不良債権以外を原資産とするABS市場の急拡大にも繋がっている」と指摘されている。赤間・野呂・多田 [2003]。

¹¹ 1999年中の不良債権急増は、資産査定厳格化によるところが大きい。赤間・野呂・多田 [2003: 6]。

¹² 1997年末、国策銀行等を除外した商業銀行の数は26行であったが、現在10行となっている。

¹³ 10行のうち、現在民営化が完了していない銀行は、ウリ金融持株会社の1行である（政府〔預金保険公社〕の持分は、78%）。

3. 非銀行部門の改革¹⁴

銀行部門に比べ、証券、保険、リース・投信・信組等の非銀行部門の再編は遅れ気味であったが、大宇グループの破綻をきっかけに非銀行部門の構造調整が強く促されるようになった。2000年以降、企業会計監査の強化、格付け機関の本格的育成などとともに、証券市場や店頭市場（KOSDAQ）の上場基準強化、第三市場の育成、制度整備や公社債投信・オープン型投信等の導入による債券市場テコ入れ、証券会社に対する株価指数の先物取引許容など幅広い市場活性化・整備策が打ち出された。

4. 現在進行形の改革としての金融統合法制

非銀行部門の改革は、特に証券部門（資本市場部門）を中心に、準備作業が進行中である。「資本市場と金融投資業に関する法律案」（以下「金融投資業法案」）が、2006年12月29日に国会に提出され、関連委員会の小委員会で審議中である（2007年3月16日現在）。

この法律案は、いわゆる「金融統合法」制定の一環として位置づけられるものである。すなわち、2003年8月韓国政府（財政経済部）は、銀行法、証券取引法、保険業法など金融圏別に40個にのぼる金融関連法を、設立（参入・業務領域）、資産運用（健全性）、取引（業務行為）、倒産や構造改善（退出・組織変更）の四つの機能別に統合することなどを内容とする「金融法体制改編の推進方案」をマスコミに公開しているが¹⁵、金融投資業法案は、その統合の対象を金融法全体から資本市場に関する法律へと縮小調整したものということができる（銀行・保険分野除外）。その理由については明らかにされていないが、現実的に金融法全体の統合法を短時間内に成立させることが困難ではないかという慎重論（徐[2004: 133]）を考えると、資本市場分野へと統合の対象を縮小調整した理由を推測することは十分可能であろう¹⁶。いずれにせよ、この法律案の統合範囲は、資本市場と関連する

¹⁴ 以下の記述は、深川 [2000]にほぼ全面的に拠っている。

¹⁵ 徐熙錫 [2004: 126]。

¹⁶ 日本の金融商品取引法の成立（2006年6月）も影響したであろうと考えられる。一方で、この法律の意義については、「新法案では、現在は認められていない証券、資産運用、先物、不動産投資、信託などの兼業が可能になる。現在は証券会社が資産運用や先物などの子会社を傘下に持つケースが多いが、相乗効果を高めるため本体に吸収する動きが広がりそうだ。幅広い業務を手掛けるには総合力が不可欠なため、M & A（企業の合併・買収）も活発化する見通しだ。韓国企業は資金調達を銀行借り入れや内部留保に頼っており、証券・債券市場からの調達は減少している。1997年の金融危機以降の再編・淘汰を経て競争力を高めた銀行と比べて証券会社は再編が遅れている。財政経済省は欧米並みの規制緩和で証券会社の再編を促し、競争力を高めたい考えだ。」（日本経済新聞朝刊2006年2月21日、9頁）と、銀行部門との対比で理解する向きもある。金融統合法の制定が資本市場分野に制限されたことを考えると、結果論的にはこのような分析が妥当であろう。

十五の法律のうち、六つの法律¹⁷を統合（廃止）し、残り九つの法律¹⁸の関連規定を一括整備（一部改正）することになっている¹⁹。以下では、この法律案の特徴だけを簡単にまとめることとする。

金融投資業法案の特徴は、以下の4点にまとめられる（財政経済部 [2007]）。この特徴は当初の金融統合法制定のための議論過程において出された基本的方向や基本的な考え方（徐 [2004: 127-133]）とおおよそ同様のものと理解される。

第一に、包括主義の規制体制への転換である。すなわち、「金融投資商品」の概念を抽象的に定義し、今後出現するであろうすべての金融投資商品を包括できるようにする、ということである。法案によると、金融投資商品は、「投資性」（＝元本損失可能性）という特徴を有するすべての金融商品として定義され（法案3条1項）、証券、場外派生商品、場内派生商品の三つの類型に区分される（法案3条2項）。

第二に、機能別規制体制の導入である。すなわち、業態別の機関別規律体制（Institutional Regulation）から金融商品を取り扱う金融機関の種類を問わず、経済的実質が同一である金融機能の場合、同一の基準で規制する機能別規律体制（Functional Regulation）へと転換する、ということである。ここで、金融機能とは、金融投資業（投資売買業・投資仲介業など五つ）＋金融投資商品（証券・派生商品）＋投資者（一般・専門）の三つの要素の組み合わせによって判断されるものである（たとえば、一般投資者を対象とする証券の仲介業）。原則として同一の経済機能に対しては、同一な参入・健全性・営業行為規制を適用する。

第三に、業務範囲の拡大である。すなわち、すべての金融投資業（投資売買業、投資仲介業、集合投資業、投資一任業、投資諮問業、信託業）相互間の兼営を許容し、付随業務については、事前列挙主義体制からネガティブ体制（原則としてすべての付随業務を許容するが例外的に制限）へと転換する。

第四に、投資者保護制度の先進化である。投資者保護は営業行為の規制と密接に関係するが、本法案では、営業行為規制について別途の章によって詳細な規定を設けている。すなわち、第4章営業行為の規則の下に、第1節金融投資業に共通する営業行為の規則と、第2節金融投資業別の営業行為の規則を設けている。第1節はさらに、第1款信義誠実義務等、第2款投資勧誘（適合性原則、説明義務等）、第3款職務関連情報の利用禁止等（投

¹⁷ 証券取引法、先物取引法、間接投資資産運用業法、信託業法、総合金融会社に関する法律、韓国証券先物取引所法。

¹⁸ 与信専門金融業法、不動産投資会社法、船舶投資会社法、産業発展法、ベンチャー企業育成に関する特別措置法、中小企業創業支援法、社会基盤施設に対する民間投資法、部品所在専門企業等の育成に関する特別措置法、文化産業振興基本法。

¹⁹ 財政経済部 [2007: 5]。

資広告規制を含む)で構成されている。他に、利害衝突行為(投資者の利益を害しながら、自分や他の投資者の利益を追求する行為)の防止のための体制の構築や、有価証券の発行における開示〔公示〕規制(有価証券届出〔申告〕書)の適用範囲の拡大などが含まれている。

第2節 競争環境整備にかかわる金融法制の概要(銀行法を中心に)

1. 金融監督の体系(監督機関の一元化のプロセス)

(1) 概観

現在の韓国の金融監督体系は、「金融監督機構の設置等に関する法律」(1997年12月31日制定、以下「金融監督機構設置法」という)に基づくものである。この法律によると、韓国の金融監督は「金融監督委員会」と「金融監督院」による統合監督体制となっている。すなわち、「金融監督委員会」は、金融監督に関する主要事項(監督関連規定の制定・改正、金融機関の設立・合併等の許認可、金融機関の経営と関連する許認可、金融機関に対する検査・制裁と関連する主要事項、証券・先物市場の管理・監督および監視等と関連する主要事項等)を審議・議決する(17条) 国務総理所属の独立した合議制行政機関である(3条)。9人の(常任・非常任)委員(委員長は大臣級)で構成されており(4条) その下に証券・先物市場の不公正取引の調査等の業務を遂行する証券先物委員会(19条)や、金融監督委員会を補佐して金融監督政策等に関する業務を担当する公務員組織(監督政策1局、監督政策2局など)がある(1998年4月1日設立)。一方、「金融監督院」は、金融監督委員会や証券先物委員会の指示を受けて、金融機関に対する監督・検査業務等を遂行する無資本特殊法人である(24条)(1999年1月2日設立)。

(2) 統合監督機構誕生の背景

このように韓国の金融監督は金融監督委員会と金融監督院による統合監督体制であるがそれまでは銀行・証券・保険など金融分野別に監督機関が異なっていた。すなわち、銀行分野の場合は韓国銀行法による「銀行監督院」(金融通貨委員会の指示・監督)が、証券分野の場合は証券取引法による「証券監督院」(証券管理委員会の指示・監督)が、保険分野の場合は保険業法による「保険監督院」(財政経済部の監督)がそれぞれ監督機能を遂行し、他に信用管理基金法により設立された「信用管理基金」(財政経済部の監督)という法人が、

庶民向けの金融機関である相互信用金庫（現在は相互貯蓄銀行）の検査や預金の支払保証などの業務を営んでいた²⁰。そのような中で、金融の国際化が急速に進展するにつれ健全性の監督基準や会計および開示に関する規則など各種監督基準の国際的な整合性が求められると同時に、金融機関の業務領域の拡大、複合的な金融商品の出現など金融機関の兼業化が進展していたことから、これに対応できる効率的な監督体系の必要性が提起されていた²¹。また、当時、イギリス、日本、オーストラリアが統合監督体系へと転換し、または転換しようとしていたことも参考とされた。

このような状況の中で、1997年6月に大統領の諮問機関であった金融改革委員会が、金融監督機構を統合すること等を勧告する「金融改革報告書」をまとめた。韓国政府はこれを受け「金融監督機構設置法案」や中央銀行の独立性を強化すること等を盛り込んだ「韓国銀行法改正案」など金融改革に関する13法律案を同時に国会に提出した（1997年8月）。しかし、金融監督機構設置法は財政經濟部（当時は財政経済院²²）主導の官治金融の法制化であると反対する韓国銀行（銀行監督院）や一部社会団体等の反発や、13法案の同時処理の賛否をめぐる与野党間の政治的な利害対立などにより、金融監督機構設置法案の国会での審議は順調ではなかった。韓国が金融危機に陥ったのは、1997年11月であり、同年12月3日には、IMFとの間で緊急融資に関する合意が行なわれた。その中には、金融監督機構設置法案を含む金融改革立法の年内成立が含まれていた。そして同年12月29日に金融監督機構設置法が国会で成立し、同31日に公布された。

（3）監督機構相互間・他の部署との関係

このようにして統合金融監督機構である金融監督委員会と金融監督院が設立されたわけであるが、同法には、金融監督委員会と金融監督院との関係、金融監督委員会と韓国銀行および財政經濟部等との関係についても規定が設けられている。以下、簡単にその内容をまとめる。

まず、金融監督委員会と金融監督院の関係であるが、金融監督院は金融監督委員会また

²⁰ 信用管理基金は他に、短期金融会社（1年以内の手形の発行・売買・引受および特定の債務証券の発行等を目的とする会社で、第二金融圏とも言われる）や総合金融会社（企業金融専門の金融会社で、アメリカの investment bank に類似）に対する預金の支払保証などの業務も遂行していた。

²¹ 以下、統合金融監督体制の誕生の背景については、金融監督委員会ウェブサイト（英語バージョンの場合、<<http://www.fsc.go.kr/eng/index.asp>>）等を参照した。

²² 経済政策の樹立において財政政策と金融政策との緊密な協調が必要であり、財政機能の効率的な遂行のためには歳出と歳入、予算と決算の統合運営が必要との判断により、既存の経済企画院と財務部に分離していた関連業務が「財政経済院」へと統合された（1994年政府組織法）。財政経済院はその後、「財政經濟部」へと改名されている（1998年政府組織法）。

は証券先物委員会の指示を受け金融機関に対する検査・監督業務等を遂行する（24条）。両組織の法的性質は異なるが（委員会：政府機関、院：特殊法人＝民間）、金融監督院の「院長」は金融監督委員会の「委員長」が兼任する（29条2項）。金融監督院長は、金融監督委員会または証券先物委員会の求めに応じ、金融監督等に必要な資料を提出し（58条）、金融機関に対する検査の結果や是正措置事項を金融監督委員会に報告しなければならない（59条）。金融監督委員会または証券先物委員会は金融監督院の業務を指示・監督するために必要な命令をすることができる（61条1項）。金融監督委員会は、金融監督院の処分が違法であり、または公益もしくは預金者等の金融需要者の保護のために著しく不当であると認定される場合には、その処分の全部または一部を取り消しまたはその執行を停止させることができる（61条2項）。また証券先物委員会は、その業務²³に関する金融監督院の処分が違法でありまたは著しく不当であると認定される場合には、その処分の全部または一部を取り消しまたはその執行を停止させることができる（61条3項）。

次に、金融監督委員会（院）と韓国銀行（金融通貨委員会）との関係であるが、韓国銀行は、金融通貨委員会（韓国銀行総裁が兼任）が通貨信用政策の遂行のために必要であると認定する場合には、金融監督院に対し韓国銀行法による金融機関（銀行、銀行持株会社等）に対する検査を要求し、または金融監督院の検査に共同で参与するよう要求することができる（62条1項）。また、第1項の検査結果の送付を要請し、または検査結果に対し必要な是正措置を要求することができる（62条2項）。金融監督院は、以上の規定による韓国銀行の要求に応じなければならない（62条4項）。一方、金融通貨委員会は、金融監督委員会が通貨信用政策と直接関連する措置をする場合、これに異議があるときはその再議を要求することができる（63条1項）。再議要求がある場合、金融監督委員会が在籍委員3分の2以上の賛成で前と同じ議決をしたときは、第1項の措置は確定する（63条2項）。

最後に、金融監督委員会と財政経済部等との関係であるが、財政経済部との関係で最も重要なのは、財政経済部には金融監督に関連する法令の制定・改正権がある点である（64条の2）。しかし、財政経済部長官は、法令の制定・改正の際、金融監督委員会と協議しなければならない（64条の2）。一方、財政経済部長官と金融通貨委員会および金融監督委員会は、政策遂行に必要であると認める場合、相互間で資料を要請することができる。この場合、要請を受けた機関は、特別な事由がない限り要請に応じなければならない（65条）。

²³ 証券先物委員会の業務は以下のとおりである（19条）。1．証券・先物市場の不公正取引の調査、2．企業会計の基準および会計監理に関する業務、3．金融監督委員会が審議・議決する証券・先物市場の管理・監督および監視等と関連した主要事項に対する事前審議、4．証券・先物市場の管理・監督および監視等のために金融監督委員会から委任を受けた業務、5．他の法令で証券先物委員会に付与された業務。

2. 銀行法の概要

銀行業の業務範囲や参入条件、健全性規制などに関する事項は銀行法で定めている。同法は、前述した金融監督機構設置法の制定を受け、監督権者の変更等を反映して全面的に改正されているが（1998年1月13日）、それ以後もいくつか改正が行なわれた。その傾向を大雑把に言えば、銀行の健全性基準を国際的な基準（Basel合意）に合わせて高めるとともに、銀行経営の自律性を拡大（規制緩和）する方向への整備、ということができよう（他にコーポレート・ガバナンスの改善等に関する改正もあるが、ここでは省略する）。以下、参入規制、行為規制、健全性規制、銀行経営の自律性の拡大、という四つの項目に分け、その概要をまとめる。

（1）参入・銀行所有規制の体系

銀行業を営もうとする者は、金融監督委員会の認可を受けなければならない（銀行法8条1項、金融監督機構設置法17条）。金融監督委員会が第1項の認可を決定するに当たっては、事業計画の妥当性、資本金および株主の構成、株式引受資金の適正性、発起人または経営陣の経営能力と誠実性および公益性を確認しなければならない（銀行法8条2項）。金融監督委員会は第1項の規定による認可に条件をつけることができる（銀行法8条3項）。

ここで、銀行の資本金は1千億ウォン以上（地方銀行の場合250億ウォン以上）でなければならない（銀行法9条）。また、株主の構成については、株式保有限度に関するルールに適合しなければならない（施行令1条の7）。すなわち、同一人（本人および大統領令の定める特殊関係人）は原則として、銀行の議決権ある発行株式の100分の10（非金融主力者〔いわゆる産業資本＝財閥を念頭に置いた概念〕の場合は、100分の4）を超過して銀行の株式を保有することができない（銀行法15条1項・16条の2第1項）²⁴。ただし、同一人が金融監督委員会の承認を受けた場合等は、10%を超過して銀行の株式を保有することができる（15条3項）（外国人も同様：前掲注6参照）²⁵。

銀行が支店・代理店その他営業所もしくは事務所を外国に新設し、または本店を他の特

²⁴ 同一人による銀行の株式保有限度は、以前は100分4であったが、2002年4月27日銀行法の改正によって、100分の10へと修正された。これは、事前的な所有制限は緩和しつつ、金融監督を強化する方向へと改善することによって健全な金融資本の出現を誘導し、銀行の自律的な責任経営を促進することを狙いとするものである（法制処〔日本の内閣法制局に該当〕ウェブサイト・銀行法改正理由）。

²⁵ ただし、10%を超過して銀行の株式を保有した株主に対しては、金融監督委員会がその適格性を審査し、審査の結果、不適格者として認定された場合には、超過保有した銀行の株式の処分を命じることができるようになっている（銀行法16条の4）。

別市(ソウル)・広域市(釜山・大邱等6つの市)・道の地域に移転しようとする場合には、事前に金融監督委員会と協議しなければならない(13条)。全面改正(1998年1月13日)以前は、支店・営業所等の新設や移転等は認可制であったが、全面改正により、金融監督委員会が支店等の新設や移転等に関する基準と手続を定めることができるようになり、さらに2000年改正(2000年1月21日)によって、上記のように支店等の外国での新設や本店の移転の場合にのみ、金融監督委員会と事前協議を必要とするものとされた。

一方で、外国の銀行が大韓民国で銀行業を営むために支店・代理店もしくは事務所を新設し、または支店・代理店を閉鎖する場合には、金融監督委員会の認可を受けなければならない(58条)。

(2) 行為規制(不公正取引行為の規制)

銀行法上、銀行の行為規制にかかわる規定としては、銀行業務に関する第5章が代表的である。しかし、ここでは、銀行業の範囲やその認可に関する事項、預金支払準備金や金利に関して銀行が遵守すべき事項、信用供与の限度、大株主に対する規制(銀行経営の不当な影響力行使などに対する行為規制を含む)銀行の出資制限等に関する事項が主たるものであって、銀行の(営業)行為に対する規制については、禁止業務(行為)を定める38条があるくらいである。この38条により禁止される銀行の業務(行為)とは、有価証券に対する一定範囲以上の投資、業務用以外の不動産所有、投機目的の資金の貸出、直接・間接を問わず当該銀行の株式を買収させるための貸出、政治資金の貸出などとされている。

この禁止業務(行為)の類型を分析してみると、ここで特に不公正取引行為に関連するものとしては、投機目的の資金の貸出、当該銀行の株式を買収させるための貸出くらいがある、といえるであろうか。そうすると、広く「不公正取引」に関連する行為規制の内容としては物足りない水準であるといわざるを得ないだろう。このような点は、前述した「金融投資業法案」が営業行為規制に関する詳細な規定を設けていることとの対比からも、今後銀行法における営業行為の規制と関連して議論になる可能性がある(預金者等の保護とも関連。本節3参照)。

一方で、金融監督機構設置法は金融取引の公正性を具現する具体的な手段を金融監督当局に提供しておらず²⁶、金融監督当局は通常、定期総合検査を通じて、財務構造が不良な企業に対する与信、金銭信託の損失の不当補填等を摘発し、問責・警告等の制裁をしき

²⁶ 唯一、証券先物委員会に、証券・先物市場の不公正取引を調査できる権限を与えている(19条)。

たとされている²⁷。なお銀行監督規定や施行細則、金融機関検査および制裁に関する規定等には、違法・不当行為、不健全営業行為、金融事故など不公正取引と類似した概念のみが乱立しているとされる。このような状況のためか、不公正金融取引に対する公正取引委員会による規制が金融監督当局の検査とは別途行なわれ²⁸、二重規制ではないかという点が指摘される場合もあるようである（金東煥 [2006: 8]）。

（３）健全性規制

銀行法上の健全性規制に関しては、IMF との協議の結果、与信限度の管理制度を国際的水準に適合するように整備した 1999 年改正（1999 年 2 月 5 日）が重要である。

まず、金融機関の貸出・支払保証・その他信用供与の限度を策定する基準となる「自己資本」の定義を Basel 合意の基準に沿って改正している。すなわち、1999 年改正以前は、自己資本とは資本金と積立金その他余剰金の合計額とされていたが、1999 年改正によって、「国際決済銀行（BIS）の基準による基本資本と補完資本の合計額」と改正されている（2 条 5 号）²⁹。

次に、銀行の健全性監督において Basel 合意の健全性監督に関する原則を反映した監督になるように関連規定が整備されている。すなわち、金融監督委員会が経営指導基準を定めるに当たっては、国際決済銀行の勧告する金融機関の健全性監督に関する原則を十分に反映しなければならない（45 条 3 項）とされ（1999 年 2 月 5 日新設）、されに金融機関は経営の健全性を維持するために、資本の適正性、資産の健全性、流動性などに関する事項に関して、大統領令の定めるところにより金融監督委員会が定める経営指導基準（Basel 合意の自己資本比率 8 %ルールを包含）を遵守しなければならない（45 条 2 項）とされた（2000 年 1 月 21 日改正）。

²⁷ 金東煥 [2006: 8-9]。

²⁸ たとえば、金東煥 [2006: 8] によると、公正取引委員会は、当時（2006 年 3 月）、国民・ウリ・新韓・韓国シティ銀行の計 38 件の不公正取引行為に対し、うち 10 件に対し警告措置し、28 件に対しては措置のための手続を進行中である、とされる。

²⁹ ここで、自己資本の具体的範囲については、大統領令によって金融監督委員会が定められているが（2 条 2 項）、大統領令の定める基本資本と補完資本の範囲に関する基準は以下のようなものである（施行令 1 条の 2）。すなわち、1．基本資本は資本金・内部留保金など金融機関の実質純資産であって永久的な性格を有するものにする、2．補完資本は、後順位債権など第 1 号に準じる性格の資本であって、金融機関の営業活動において発生する損失を補填できるものにする、3．当該銀行が保有している自己株式など実質的に資本充実に寄与しないものは、基本資本および補完資本に含めないこと。

さらに、同一借主に対する与信限度の管理を「信用供与」³⁰という統合基準によって行われるように整備されている。すなわち、以前は、銀行が同一の個人または法人に対する貸出および支払保証の限度が別途定められていたが（自己資本に対して貸出 100 分の 15、支払保証 100 分の 30）、1999 年改正によって、銀行は、原則として「同一借主」（同一の個人・法人および企業集団に属する会社）に対し、当該銀行の自己資本の 100 分の 25 を超過する信用供与をすることができない（35 条 1 項）。銀行は同一の個人または法人の各々に対し、当該銀行の自己資本の 100 分の 20 を超過する信用供与をすることができない（35 条 3 項）。また、同一の個人もしくは法人または同一借主の各々に対する銀行の信用供与が当該銀行の自己資本の 100 分の 10 を超過する大口信用供与の総合計額は、当該銀行の自己資本の 5 倍を超えることができない（35 条 4 項）。と改正された。

一方、銀行の大株主に対する信用供与についても制限が設定されるようになった（2002 年 4 月 27 日新設）。すなわち、銀行が当該銀行の全体大株主にすることができる信用供与は、当該銀行の自己資本の 100 分の 25 を超過することができないとされた（35 条の 2 第 2 項）。また、銀行が大株主に一定金額（50 億ウォン）以上の信用供与をしようとする場合には、在籍理事の全員の賛成を要するものとされた（35 条の 2 第 4 項）。

さらに、銀行の大株主の発行株式を当該銀行が取得することに対しても、一定の規制が新設された（2002 年 4 月 27 日改正）。すなわち、銀行は自己資本の 100 分の 1 を超過して当該銀行の大株主が発行した株式を取得することができないとされた（35 条の 3 第 1 項）。また、銀行が当該銀行の大株主が発行した株式を一定金額（50 億ウォン）以上取得しようとするときは、在籍理事の全員の賛成を要するものとされた（35 条の 3 第 3 項）。

銀行の大株主に対する信用供与や大株主の発行株式の取得に対するこれらの規制の導入は、銀行の大株主に対する金融監督を強化することによって、銀行の健全性を確保し、責任経営を促すための制度整備の一環であると理解される³¹。

（４）銀行経営の効率化 自律性の拡大（規制緩和）

銀行経営に対する規制緩和の傾向は、金融危機以後の銀行法の改正の全過程を通じて確認することができるが、いくつか重要な項目をまとめると、以下になるだろう。

第一に、銀行の営業所の新設・閉鎖等と関連した規制が大幅に緩和されている。すなわち、前述のとおり、以前は銀行の支店・営業所等の新設・閉鎖や本店・支店・営業所等の

³⁰ 信用供与とは、貸出、支払保証および有価証券の買入れ（資金支援的な性質のものに限る）その他金融取引上、信用危険を随伴する金融機関の直接・間接的な取引をいう（2 条 7 号）。

³¹ 国会財政経済委員会 [2001: 23-24]。

移転は監督当局による認可制であったが、この認可制は1998年1月の全面改正で廃止され、その代わりに金融監督委員会が支店等の新設等の基準と手続を定めることができると改正された。これによって、国内の支店等の新設・閉鎖・移転の場合、金融監督委員会への報告が義務づけられるようになったが、その後(2000年1月21日改正)このような規制も撤廃され、一定の例外(外国に支店・代理店等を新設する場合や本店を移転する場合には金融監督当局との事前協議が必要)を除き、自由に支店等の新設等ができるようになってきている(13条)。さらに、1999年までは、外国の銀行が韓国内で支店・代理店を新設・閉鎖・移転する場合や事務所の新設・閉鎖の場合には、金融監督当局の認可が必要であったが、それ以後の改正(2000年1月21日)によって、支店・代理店・事務所を新設または支店・代理店を閉鎖するときは、認可が必要であるが、認可を受けた支店・代理店を移転するか、事務所を閉鎖するときは、金融監督委員会に事前届出〔申告〕すれば足りる、とされた(58条)。

第二に、役員・職員に関する規制が大幅に緩和されている。すなわち、以前は外国人が銀行の役員になるためには、外国人と合併〔合作〕した銀行に限り許容されていたが、現在はそのような規制は撤廃されている(1998年5月25日改正)。したがって、韓国内の銀行は役員を選任するに当たっては、少なくとも内国人と外国人による区別はなくなっている(18条1項参照)。また、銀行の役員(理事・監査)の任期や理事の数に対する規制が撤廃されている(1999年2月5日改正)。さらに、銀行経営の効率性を向上させるため、銀行の役職員が子会社(または当該銀行を子会社とする銀行持株会社)の役職員を兼職することができるようになってきている(20条)(2002年4月27日改正)。

第三に、その他の銀行経営と関連して、定款変更や資本金の減少の場合の規制が緩和されている。すなわち、従前は、銀行が定款を変更し、または資本金を減少しようとするときは、金融監督委員会の認可が必要であったが、2000年1月21日の改正によって、認可制が届出〔申告〕制へと変更された(10条)。なお、銀行所有の規制に関するものとして、銀行の最大株主になろうとする者や、最大株主として最大株主でない者になろうとする者は、その変更内容について金融監督委員会の承認を得る必要があったが、その後の改正(1999年2月5日)でこの規制は撤廃されている。

3. 預金者等の保護

(1) 銀行法上の預金者保護

銀行法は1982年改正のときに始めて、目的条項(1条)が新設され、「預金者保護」が明示されるようになった³²。一方で、実際の銀行法上の各規定において、預金者または利用者等の保護を明示している条項は僅かである。たとえば、銀行は法令を遵守し資産運営を健全にするとともに預金者を保護するために当該銀行の役職員がその職務を遂行するに当たって従うべき基本的な手続と基準(内部統制基準)を定めるべき旨を規定する23条の3(内部統制の基準等)、銀行は預金者および投資者の保護のために必要な事項を開示〔公示〕すべき旨を定める51条(経営開示〔公示])、銀行は銀行業務の取扱いにおいて銀行利用者の権益を保護すべき旨や、利用者の権益に不利に影響する約款の変更の際に金融監督委員会に報告すべき旨を定める52条(約款の変更等)がある。

このように預金者等の保護を明示している規定は僅かであるが、さらに、これらの規定は、各規定の内容(内部統制基準、経営開示〔公示〕、約款の変更)において預金者もしくは投資者または利用者を保護すべき旨を定めているだけで、具体的に預金者等の保護のために何が必要であるか(行為規範の具体的提示など)について定めるものではない³³。これは、前述の「金融投資業法案」が適合性原則や説明義務等を明文化するなど、投資者保護のための具体的な行為規範を取り入れていることとの対比で、銀行法上も今後議論になる可能性があるものと考えられる。

一方で、銀行法以外の法律で、預金者等の保護を具体的に実現しようとする制度もある。たとえば、預金者保護法(1995年12月29日制定)による「預金保険制度」や金融監督機構設置法による「金融紛争調停委員会制度」を挙げることができる(これらは、銀行業ないし銀行取引に限って認められる預金者等の保護制度ではない点に注意)。

(2) 預金保険制度

まず、預金保険制度(ペイオフ)は、金融機関の破産等の事由で預金等を支払うことができない状況に備えた制度であり、預金者保護法上の預金保険公社(無資本特殊法人)が

³² 現行法の目的条項は、1982年改正法の骨格が維持されているが、「資金仲介機能の効率性の向上」および「金融市場の安定」という文句が追加されている(2000年1月改正)。「この法は、金融機関の健全な運営を図り、資金仲介機能の効率性を向上するとともに、預金者を保護し、信用秩序を維持することによって、金融市場の安定と国民経済の発展に寄与することを目的とする。」(銀行法1条)。

³³ ただ、銀行業監督規定や施行細則には、「金融機関利用者の権益保護」に関する別途の章が立てられ、比較的詳細な規定が設けられている。

この制度を運営する（3条）。同法による預金保険の適用対象金融機関には、銀行（外国金融機関の国内支店および代理店を含む）証券会社、保険会社などほとんどの金融機関が含まれ（法2条1号）なお元本補填ができない金銭信託などを除いた預金等が保護の対象となる。預金保険公社が各預金者等に支払う保険金の支払限度は、現在5千万ウォンである（法32条2項・施行令18条6項）。

（3）金融紛争調停委員会制度

次に、金融紛争調停委員会制度は、金融機関と預金者等との間に発生する金融関連紛争に関する事項を審議・議決するために金融監督院内に設置された「金融紛争調停委員会」による紛争調停制度をいう。預金者等は金融機関との間で紛争が生じた場合は、金融監督院長に紛争の調停を申請し（金融監督機構設置法53条1項）院長はまず当事者間の合意を勧告することによって紛争解決を図る（同2項）。当事者間で合意が成り立たない場合には、金融紛争調停委員会に回付される（同3項）。金融紛争調停委員会はいわゆる行政型の裁判外紛争解決（ADR）機関であって、同委員会による調停案を当事者が受諾した場合、当該調停案は裁判上の和解の効力（強制執行の保障）を有する（金融監督機構設置法55条）といった特徴がある³⁴。

第3節 競争法制の概要と金融セクターとのかわり

1. 韓国独禁法（独占規制及び公正取引〔去来〕法）の制定とその後の経過

韓国独禁法（正式名称は「独占規制及び公正取引〔去来〕に関する法律」であるが以下では単に「独禁法」と呼ぶ）は1980年12月に制定され翌年から施行されている³⁵。執行機関は公正取引〔去来〕委員会である。それまで物価安定法（1973年制定、1975年廃止）物価安定及び公正取引〔去来〕法（1975年制定、独禁法の制定により物価安定法に改名）が関連法令として存在していたが、自由で公正な市場メカニズムとより整合的な法令の整備が求められるようになり、独禁法の制定に至った。その後、1986年、1990年（全面改正）

³⁴ 同制度の詳細およびイギリス・オーストラリアにおける金融ADR制度との比較については、杉浦・徐・横井 [2005]を参照。

³⁵ 韓国独禁法の解説書として中山 [2001]がある。その後の動向として、たとえば、鄭浩烈 [2006a]; 中山 [2005a] [2005b]; 遠藤 [2004]等を参照。なお、韓国独禁法に関する韓国語の解説書として、鄭 [2006b]; 權 [2005]; 李基秀・柳珍熙 [2004]等を参照。

1992年、1994年、1996年、1998年、1999年、2001年、2002年、そして2004年に改正が行われ現在に至っている。その過程で独禁法の関連法令である、下請事業者保護を目的とした下請取引公正化法(1984年)、不公正な約款の規制を目的とした約款規制法(1986年)、不当な表示・公告の禁止を目的とした表示広告公正化法(1999年)、電子商取引消費者保護法(2002年)等が制定された。なお、1999年には訪問販売法が産業資源部から公正取引〔去来〕委員会へと所轄が移っている³⁶。

韓国独禁法の制定後の経過について、本報告書テーマとの関係で問題になるのが金融危機時(1997年～)における改正であるが、これに関しては以下の二つの改正を指摘することができる³⁷。

まずは、1998年の第六次改正である。金融危機、IMF管理体制下でなされたこの改正の主眼は、新規債務保証の禁止および既存債務保証の解消にあった。

これは当に金融危機を招いた原因の除去を狙いとするものであった。金融危機に至るまで、大規模企業集団所属会社の多くが外部からの借入に依存し無分別に事業活動を拡張し、財務構造は脆弱であった。そして、これら会社は集団内部で相互に債務保証し合っていたので連鎖倒産の大きな危険が伴っていたのである。債務負担が一定限度に達すると、それが相互保証に耐えられなくなり関係企業に連鎖的にデフォルトを引き起こし、対外信用度の下落も相俟って金融危機につながったのである。したがって、これまで債務保証については一定の限度(1992年11月15日制度導入の時は自己資本金額の200%、1996年12月30日の第五次改正により、自己資本金額の100%)内で許容されていたが、第六次改正では新規債務の保証を全面的に禁止するように改正するとともに(10条の2)、既存債務保証の解消の時限を設定したのである(10条の3)。しかし、金融業または保険業を営む会社による債務保証は、同改正の適用範囲には含まれない(10条の2括弧書き)。

次に1999年の第七次改正である。この改正は、韓国経済が当面の経済危機を克服し、構造調整を速やかに終えるための制度整備であると位置付けられ、また、当時借款を供与していた世界銀行の意向に沿うものでもあった、とされる³⁸。一般化して言えば、第六次改正が金融危機の原因除去を狙いとしていたのに対し、第七次改正は金融危機後を見据えた磐石な競争環境の整備を狙いとしていた、ということになるだろう。そういったこともあ

³⁶ 韓国公正取引〔去来〕委員会のウェブサイト<<http://ftc.go.kr/eng/laws/overview.php>>を参照。
なお、取引分野の消費者法・政策における韓国公正取引委員会の役割については、徐 [2003: 14]を参照。

³⁷ 以下、中山 [1999] [2001]; 今泉・安倍 [2005]等参照。

³⁸ 中山 [2001: 182] 参照(但しそこで掲げられていた文献は未見)。

って、第七次改正はその内容が多岐に渡っている³⁹。このうち金融セクターとのかかわり
で言えば、それまで濫用規制の対象とされる市場支配的事業者から金融・保険事業者は除
外されていた（独禁法2条7号但書）が、第七次改正でその除外規定が撤廃されたことが
挙げられる。この除外規定の撤廃は、（金融危機を脱した後を見据えた競争環境整備の一環
として）広く考えれば金融危機に関連するものではあるが、特に金融危機の原因として認
識されているものではなく、競争当局関係者は金融危機とこの除外規定の撤廃を切り離し
て考えているようだ⁴⁰。

2. 基本的内容

ここでは実体規定を確認しておく（手続面については金融セクターとの関係で必要とな
る限りにおいて後述する）⁴¹。

（1）市場支配的地位の濫用規制

独禁法第2章は市場支配的地位の濫用規制を定める。この規制においては、市場支配的
事業者と認定される事業者は一定の行為をすることが禁じられる。

ここでいう「市場支配的事業者」とは「一定の取引分野において、単独で又は他の事業
者と共に、価格、数量、品質その他の取引条件を決定し、維持し又は変更することができ
る市場地位を有する事業者」をいう（2条7項）。「1事業者の市場占拠率が50%以上の場
合」または「3以下の事業者の市場占拠率の合計が75%以上（ただし、市場占拠率が10%
未満の者を除く）の場合」には当該事業者は市場支配的事業者と推定することとなってい
る（4条）。

「市場支配的事業者」と認定された事業者は以下の行為が禁じられることとなる（3条
の2）（1）商品の価格または役務の代価（以下「価格」という。）を不当に決定、維持ま
たは変更する行為、（2）商品の販売または役務の提供を不当に調整する行為、（3）他の
事業者の事業活動を不当に妨害する行為、（4）新たな競争事業者の参入を不当に妨害する
行為、（5）不当に競争事業者を排除するために取引し、または消費者の利益を著しく阻害

³⁹ その内容については中山 [2001: 181-203] 参照。

⁴⁰ 公正取引〔去来〕委員会関係者へのインタビューによる（2007年2月23日）。「金融危機と
は無関係に、単に（除外規定を存続させる）合理的な理由がないから撤廃した」との回答で
あった。

⁴¹ 我が国公正取引委員会のウェブサイト（「世界の競争法」）を主として参照し、韓国公正取引
〔去来〕委員会のウェブサイト（前掲注34）にてその内容を確認した。なお、事業者団体に
関する規制（第6章）、再販売価格維持の規制（第7章）については省略した。

するおそれがある行為。なお、濫用行為の種類および基準は、大統領令により定めることができる、とされている（3条の2）。

（2）企業結合の制限および経済力集中の規制

独禁法第3章において企業結合および経済力集中が規制されている。

（a）企業結合

企業結合とは、会社、会社以外の別を問わず、直接または特殊関係人⁴²を通じて、「他の会社の株式の取得又は所有」「役員又は従業員による他の会社の役員の地位の兼任」「他の会社との合併」「他の会社の営業の全部若しくは主要部分の譲受若しくは賃借若しくは経営の受託又は他の会社の営業用固定資産の全部若しくは主要部分の譲受⁴³」「新たな会社の設立への参加」のいずれかを行うことを指す。独禁法7条1項は「何人も、一定の取引分野における競争を実質的に制限する企業結合を行ってはならない」と定めている。具体的にどのような場合が競争制限性を有するかについて、独禁法7条4項で推定規定を設けている⁴⁴。なお、独禁法7条3項は、「何人も、強要その他不公正な方法により企業結合をしてはならない」と定めている。

（b）持株会社の設立および転換に関する規制

独禁法8条は、株式の所有を通じて国内会社の事業内容を支配することを主たる事業とする会社であって、資産総額が大統領令に定める金額⁴⁵以上の会社（以下「持株会社」という。）を設立し、または持株会社に転換した者は、公正取引委員会に届け出なければならない、と定め、8条の2は持株会社に対して一定の行為を禁じている。そのうち金融セク

⁴² 特殊関係人とは、当該会社を事実上支配している者、同一人関連者および経営を支配しようとする共同の目的を有し当該企業結合に参加する者をいう（施行令11条）。

⁴³ 以下、このことを単に「営業の譲受」と呼ぶ。

⁴⁴ 独禁法7条4項は、次の各号のいずれかに該当する企業結合を、一定の取引分野における競争が実質的に制限されるものと推定している。

(1) 企業結合の当事会社の市場占拠率（系列会社の市場占拠率を合算する。）の合計が次のすべてを満たす場合。

市場支配的事業者の要件に該当すること。

当該市場において、第1位となること。

第二位会社との市場占拠率の差が25%以上となること。

(2) 大規模会社（資産総額又は売上額の規模（系列会社の分を合算）が2兆ウォン以上の会社）が直接又は特殊関係人を通じて行う企業結合が、次のすべてを満たす場合。

中小企業が、合わせて3分の2以上の市場占拠率を有する取引分野における企業結合であること。

当該企業結合により、5%以上の市場占拠率を有することとなること。

⁴⁵ 現行の大統領令では100億ウォンとなっている。

ターにかかわるものとして、金融持株会社が非金融・保険国内会社の株式を所有する行為、そして逆に一般持株会社が、金融・保険国内会社の株式を所有する行為の禁止がある（8条の2第2項4号・同5号）。これら規定は、財閥が金融機関を自らの金庫と化すことを防止するとともに、産業セクター、金融セクター間で一方の危機が他方に及ぶことを未然に予防しようという趣旨で設けられている（中山 [2001: 295-296]）。

（c）相互出資の禁止

独禁法9条は、公正取引委員会により、企業集団に属する国内会社の資産総額の合計額が2兆ウォン以上（施行令17条1項）である企業集団（相互出資制限企業集団⁴⁶）に指定された場合、当該企業集団に属する会社間の直接的な相互出資について、これを禁止している。ただ、金融業または保険業のみを営む企業集団の場合等は例外である（施行令17条1項但し書）。この規定には、財閥に象徴される家族的企業運営から市場による規律へと移行させる政策を確実ならしめる狙いがある。

（d）出資総額制限

独禁法10条は、（金融業または保険業を営む会社および持株会社等を除く）公正取引委員会により、企業集団に属する国内会社の資産総額の合計額が6兆ウォン以上（施行令17条2項）である企業集団（出資総額制限企業集団⁴⁷）に指定された場合、当該企業集団所属会社が、当該会社の純資産額の25パーセントに相当する額を超えて、他の国内会社の株式を取得または所有することを原則として禁じている⁴⁸。この規制は1998年の第六次改正で一旦廃止されたが1999年の第八次改正で復活している（中山 [2001: 219]）。

（e）系列会社に対する債務保証の禁止

独禁法10条の2は、公正取引委員会により、企業集団に属する国内会社の資産総額の合計額が2兆ウォン以上（施行令17条5項）である企業集団（債務保証制限企業集団⁴⁹）に

⁴⁶ 2002年1月26日の改正による。同改正前には、「大規模企業集団」を基準としていた。大規模企業集団とは、当該企業集団に属する国内会社の資産総額の合計額の順位が30位までの企業集団をいう。

⁴⁷ 2002年1月26日の改正による。同改正前には、「大規模企業集団」を基準としていた。

⁴⁸ 他の国内会社の保有株式の比率内で、その会社の新株を取得または所有する場合（取得または所有は2年以内に限る）、担保権の実行または代物弁済の受領によって、株式を取得または所有する場合（6ヶ月以内に限る）、外国人による投資の誘致のために外国人が株式を取得または所有する場合、中小企業との技術協力のために、および産業発展法の規定に基づく新産業等（情報通信関連産業、生命工学を活用する産業、新・再生エネルギー関連産業、環境産業）の国際競争力強化または企業の競争力強化のための企業の構造調整のために、株式を取得または所有する場合等は、例外として認められている。

⁴⁹ 2002年1月26日の改正による。同改正前には、「大規模企業集団」を基準としていた。

指定された場合、当該企業集団⁵⁰に属する会社が、国内の系列会社⁵¹に対する債務保証をすることを禁じている（ただ、金融業または保険業を営む会社は例外である）。この規定は、財閥系企業による相互債務保証が金融危機を引き起こした一因になっていたことを受けて設けられたものである。

（f）金融・保険会社の議決権行使の制限

独禁法 11 条は、相互出資制限企業集団に属する金融・保険会社が、取得しまたは所有している国内の系列会社の株式について議決権を行使することを禁じている。ただ、金融業または保険業を営むために株式を取得または所有する場合等は例外が認められる。

（3）不当な共同行為の制限

独禁法第 4 章は不当な共同行為を禁止している。

独禁法 19 条 1 項は、「事業者は、契約・協定・決議その他いかなる方法であれ他の事業者と共同して、不当に競争を制限する次のいずれの行為をすることの合意をし、または他の事業者をしてこれを行わせてはならない。」と定め、その例として「価格を決定、維持又は変更する行為」「商品若しくは役務の取引条件又はその代金若しくは代価の支給条件を定める行為」「商品の生産、出荷、輸送若しくは取引を制限し、又は役務の取引を制限する行為」「取引地域又は取引の相手方を制限する行為」「生産又は役務の取引のための設備の新設・増設・装備の導入を妨害し又は制限する行為」「商品又は役務の生産又は取引に当たり、その商品又は役務の種類又は規格を制限する行為」「営業の主要部分を共同で遂行・管理し、又は遂行・管理するための会社等を設立する行為」「その他、他の事業者の事業活動又は事業内容を妨害し又は制限することにより一定の取引分野における競争を実質的に制限する行為」をあげている。ただし、同 2 項は「第 1 項の規定は、不当な共同行為が産業の合理化、研究技術開発、不況の克服、産業構造の調整、取引条件の合理化及び中小企業の競争力の向上のいずれかのために行われる場合であって、大統領令（施行令）の定める要件に該当し、かつ公正取引委員会の認可を受けたときは、この限りではない。」としている。

（4）不公正取引行為の禁止

独禁法第 5 章は不公正取引行為を禁じている。

独禁法 23 条 1 項は、「事業者は、不公正取引行為をし、又は系列会社若しくは他の事業

⁵⁰ 現行の要件は相互出資制限企業集団と同じ。

⁵¹ 2 以上の会社が同一の企業集団（企業集団とは、同一人（会社を含む。）が事実上その事業内容を支配する会社の集団をいう。2 条 2 号、施行令 3 条）に属する場合に、これらの会社を相互に相手方の系列会社という（2 条 3 号）。

者をして、これを行わせてはならない」と定めている。ここで不公正取引行為とは、「不当な取引拒絶、差別的取扱い」「不当に競争者を排除する行為」「不当な顧客誘因・強制」「取引上の地位の不当利用」「取引の相手方の事業活動の不当な拘束又はその事業活動の妨害」「不当な特殊関係人又は他の会社に対する支援行為」のいずれかに該当する行為で「公正な取引を阻害するおそれがある行為」を指す（同）。より具体的には、「不公正行為の類型又は基準は大統領令（施行令）で定める」（同条2項）としている^{52,53}。

3. 金融セクターとのかかわり

(1) 独禁法上の規律

韓国独禁法上、金融セクターにかかわる規定は僅かである。具体的には、すでに述べた、金融持株会社が非金融・保険国内会社の株式を所有する行為、そして逆に一般持株会社が、金融・保険国内会社の株式を所有する行為の禁止規定（8条の2第2項4号・同5号）、そして経済力集中の抑制に関する規定（9条相互出資の禁止、10条出資総額の制限、10条の2系列会社に対する債務保証の禁止）における金融業等の例外規定や、相互出資制限企業集団に属する金融・保険会社が取得しまたは所有している国内の系列会社の株式について議決権を行使することの禁止規定（11条）がある⁵⁴。

なお、独禁法58条は「この法律の規定は、事業者又は事業者団体が他の法律又はその法律に基づく命令により行う正当な行為に対しては、これを適用しない」と定めている。こ

⁵² かつては、日本の独禁法と同様に、不公正取引行為の類型および基準は公正取引委員会が定めて告示する、とされていたが、第五次改正（1996年12月30日）の際、現在のように大統領令によって定めるとされた。

⁵³ 公正競争規約（23条4項・5項）に関しては省略する。

⁵⁴ かつては、金融および保険業を営む事業者に対する特例規定が定められていた（61条）。これによると、同事業者に対しては、3条（市場支配的地位の濫用禁止）、7条（企業結合の制限）、10条（出資総額の制限）、10条の2第1項（系列会社に対する債務保証の制限）、12条（企業結合の届出）および29条（再販売価格維持行為の制限）の規定は適用されないとされていた。このような特例ないし適用除外の多さは、学説等から批判を受け、第五次改正（1996年12月30日）の際に削除されている（中山 [2001: 120]）。このうち、3条（市場支配的地位の濫用禁止）については、市場支配的事業者の定義規定（2条7号）で金融業や保険業を除外とする但書規定を置くことによって、第3条は金融会社・保険会社には適用外とされ続けたが、前述のとおり、1999年の第七次改正のときに同但書は撤廃され、少なくとも市場支配的地位の濫用規制において金融業・保険業に対する特別扱いはない。また7条（企業結合の制限）については、特別法（金融産業構造改善法）上の特別規定がある。

なお、「金融」という言葉だけを見るならば、たとえば、公正取引委員会の金融機関の長に対する金融取引にかかわる情報提供要求権の制度（独禁法50条5項）がある。しかし、これは金融セクターそれ自体の、またはそれに関連する競争政策に直接かかわるものではなく、財閥内の系列会社相互の資金、資産等の不当支援行為禁止（23条1項7号）を実効ならしめる規定である。この点につき、中山 [2001: 33] 参照。

ここで、「他の法令により行う正当な行為」が具体的に何を意味するかについては、他の法令に根拠がある行為に重点を置くか、それとも正当な行為に重点を置くかによって解釈論上の議論がありうるが、他の法令に根拠がある場合であっても競争制限を認めるべき合理的な理由がある場合にのみ独禁法の適用を除外する（正当な行為に重点を置く）と解するのが有力である⁵⁵（判例も同旨⁵⁶）。ここで「競争制限を認めるべき合理的な理由」の判断が必ずしも容易なわけではないが、これについては、競争制限を許容する現行法の規定を個別的に分析・検討する必要があるとされる（権 [2002: 148]）。この解釈によると、金融業または保険業の場合は、関連法律により参入規制がなされ、また料金または取引条件等が当該法律によって制限される場合があるが、このような規制を根拠として金融業等を営む会社に対しては独禁法の適用が部分的に除外されている（上記 10 条・10 条の 2 の適用除外等）（権 [2002: 151]）ということになる。

（２）金融危機とのかかわり

韓国独禁法と金融危機とのかかわりは、直接的には新規債務保証の禁止および既存債務保証の解消を内容とする第六次改正（1998 年）に見ることができる。金融危機の一要因が、相互債務保証の下での財閥の財務構造の脆弱さにあり、その状況打開が金融支援を行った IMF の指導内容でもあった。

金融危機を脱した後を見据えたより頑健な競争環境整備を狙いとした第七次改正（1999 年）も、より広く（間接的に）見れば金融危機とのかかわるものと見ることができる。

これらのかかわりについて特徴的な点を挙げるならば、独禁法と金融危機とのかかわりは、金融セクターへの独禁法の適用の問題ではなく、財閥への独禁法の適用の問題であるということである（これは、経済力集中規制に関する規定〔9 条・10 条・10 条の 2 等〕の金融業への適用除外からも確認される）。少なくとも独禁法の関心からすれば、金融危機の問題は財閥の問題であった、と言えよう⁵⁷。

⁵⁵ 権 [2002: 148]。

⁵⁶ 大法院 1997.5.16.宣告,96 又 150f(独禁法第 58 条でいう他の法令により行う正当な行為とは)当該事業の特殊性により競争制限が合理的であると認定される事業や、認可制等により事業者の独占的地位が保障される反面、公共性の観点から高度の公的規制が必要な事業等において自由競争の例外を具体的に認定している法律またはその法律による命令の範囲内で行う必要最小限の行為をいう。

⁵⁷ 市場集中や産業支配の脅威が金融機関ではなく財閥によって与えられているという認識は、現在でも変わっていないようだ。金融セクターへの独禁法適用が制度上妨げられている訳でも、実務上支障がある訳でもない。

(3) 企業結合の審査プロセス

大統領令で定める一定の資産額または売上額を超える会社が、一定の要件（ターゲットとされる会社の発行済み株式総数の一定割合以上の取得の場合等）に当てはまる企業結合を行う場合には、当該会社は大統領令の定めるところにより公正取引〔去来〕委員会に届け出なければならないこととなっている（独禁法 12 条）。

この点については当該会社が金融機関であるか否かによって差はないが、金融機関同士の企業結合の場合には、金融監督委員会がその可否を審査する手続が行われることとなっている。すなわち、「金融産業の構造改善に関する法律（1997）」（以下「金融産業構造改善法」）⁵⁸ 4 条は、金融機関が合併（同種または異種間）または（単独で）転換しようとするときは、金融監督委員会の認可を受ける必要がある旨（1 項）や、認可に際しては、合併または転換が金融機関相互間の競争を実質的に制限しないかどうかを審査する必要がある旨（3 項）を定める。なお当該審査の際、金融監督委員会は、あらかじめ公正取引〔去来〕委員会と協議しなければならない（4 項）とされる。金融監督委員会は公正取引〔去来〕委員会との協議を踏まえ、健全性にかかわる状況等を考慮の上、その可否を決することとなっている。独禁法適用に関しては公正取引〔去来〕委員会の専権事項であるので、独禁法上の評価に関しては原則として公正取引〔去来〕委員会に判断が優先することになるはずではあるが、金融産業構造改善法上は、金融機関間の合併等における競争審査については公正取引委員会との「協議」を求めているにとどまっているため、現実上、金融監督委員会の意向を公正取引〔去来〕委員会が尊重することはあり得よう⁵⁹。

⁵⁸ もともとは 1990 年代初頭、資本市場の開放など金融産業の国際化に備えるための法律として 1991 年に制定された「金融機関の合併及び転換に関する法律」が前身である。その後 1997 年 1 月 13 日に、合併・転換に関する規定以外にも、適期是正措置など不実金融機関の整理や清算・破産手続の簡潔化、金融機関を利用した企業結合の制限（金融資本による産業資本の支配の規制）などを取り入れた法律として全面改正されている（法律名も改正）。この法律は、金融危機時における金融機関の構造調整のための法的根拠（早期是正措置など）になったものとして意義がある一方で、なお金融機関による企業結合においては、独禁法とも係る重要な法源となっている。

⁵⁹ 公正取引〔去来〕委員会へのインタビュー（2007 年 2 月 23 日）では、これまで金融機関にかかわる企業結合で実質的競争制限を認めたケースはないので、金融監督委員会と見解が食い違った場合については答えられないとのことであった。一方、韓国金融研究院へのインタビュー（2007 年 2 月 23 日）では、金融監督委員会の意向を公正取引〔去来〕委員会が尊重し、実質的競争制限が認められる場合でも公正取引〔去来〕委員会が当該企業結合を容認することは、実務上あり得る話であるとの回答を得た。いずれにせよ、今まではいわば非常事態での企業結合が問題であったため、競争審査において金融当局と競争当局の意見が異なる場面はなかったといえるだろうが、今後は、前述した「他の法令により行う正当な行為」（独禁法 58 条）の解釈と関連して、金融産業構造改善法 4 条の意義について議論になる可能性もあるように考えられる。

(4) 具体的ケースの紹介

金融セクターにおける韓国独禁法の適用のケースは僅かである。最近のもので興味深いものとして、クレジットカードの CD ネットワーク利用をめぐるボイコットの事例がある。財閥系の専門クレジットカード会社（サムスンカード）とハナ銀行との間で、CD 機を利用したカードローン取引を CD による預金引出取引へと転換する手法（サムスンカードの顧客にハナ銀行の仮想口座番号を付与したうえ、顧客が CD 機を利用してカードローンを申請した場合、サムスンカードの普通預金口座から顧客の仮想口座に資金が振替されるようにすることによって、顧客は事実上カードローンを受けるが CD 機からは預金引出を受ける形）で、結果的に CD 機をカード会社に開放していない銀行の CD 機をも利用できる（CD ネットワーク全体を利用したカードローン取引が可能になる）ようにし、またこれまでカード会社が CD ネットワークを利用しようとした場合、銀行との個別的な契約によって銀行に支払っていた手数料を 1000 ウォンから 600 ウォンへと引き下げることを内容とする契約が締結されたところ、クレジットカード業を営む銀行業界（兼営カード会社 7 社）が共同で、ハナ銀行によるサムスンカード顧客の仮想口座番号を認識できないようにシステム操作の措置等を行った事案である。

公正取引委員会は、銀行業界のこの行為が独禁法 23 条（不公正取引行為の禁止）1 項の「不当に取引を拒絶し、又は取引の相手方を差別して取り扱う行為」に当たると認定し⁶⁰、銀行業界に独禁法 24 条による是正措置を命じる審決を下した⁶¹。

これに対し、銀行業界が是正命令の取消を求める訴訟を提起したが、ソウル高等法院（裁判所）は銀行業界の当該行為が、クレジットカード市場で競争関係にあるサムスンカードに仮想口座サービスを提供するハナ銀行という特定事業者に対し共同で仮想口座サービスの提供と関連する取引を拒絶した行為として、一応法で定める不公正取引行為の類型（「共同の取引拒絶行為」）に当たるとしつつも、当該行為には「正当な理由」があるものと認定して銀行業界を勝訴させた⁶²。また大法院（最高裁判所）も原審の事実認定と判断を正当なものとして是認すべきものと判旨している⁶³。

⁶⁰ 不公正取引行為の類型または基準は独禁法施行令に定められているが（独禁法 23 条 2 項）銀行業界の行為は具体的に「共同の取引拒絶行為」すなわち「正当な理由なく、自己と競争関係にある他の事業者と共同で特定事業者に対し取引の開始を拒絶し、又は継続的な取引関係にある特定事業者に対し取引を中断し若しくは取引する商品・役務の数両・内容を著しき制限する行為」（施行令 36 条 1 項別表 1）に当たるとされた。

⁶¹ 公正取引委員会全員会議議決第 2002-0001 号（2002.1.8.）。

⁶² ソウル高等法院 2003.10.23.宣告 2002 又 1641 判決。

⁶³ 大法院 2006.5.12.宣告 2003 ドウ 14253 判決 [公 2006.6.15.(252),1048] 大法院が認める「正当な理由」とは具体的には以下のようなものである。すなわち、第一に、本事件 CD ネットワークは基本的に参加銀行間の預金残高の照会および預金引出サービスを共有することを

また、クレジットカードに関して言えば、サムスンカード、LG カードなど大手クレジットカード4社が手数料の引上げ幅などでカルテルを行い、総額約233億ウォンの課徴金が科されたケースがある(2002年)。

前提に構築・運営されてきた電算網であり、その公益的な性格に鑑みたとしても、その運営においては電算網の構築と維持に相当の費用と努力を投資した参加銀行の意思が尊重されるべきである点、第二に、原告を含む参加銀行はカードローンサービスに関しては、CDネットワークが全面開放されていない関係で、提携銀行との間で別途構築されたカードローン・ネットワークを通じてサービスを提供されているが、サムスンカードは、事実上のカードローンサービスを預金引出へと仮装する手法を利用した変則的な仮想口座サービスにより、相対的に低額の手数料を支払うことは勿論、CDネットワークを利用してすべての参加銀行から制限ないカードローンサービスを提供されることになり、よって参加銀行より不当に競争優位に立つ可能性が高い点、第三に、本事件の仮想口座サービスは、CDネットワークを預金引出のために利用するという参加銀行間の内部約定や利用慣行に違反する行為であると同時に、CD機を開放していない銀行にとっては、その意思に反してCD機をカードローンの業務に全面開放することを強制される結果になる点、第四に、サムスンカード等の専門カード会社は、以前と同様、個別参加銀行との間で利用契約を締結し件当たりの利用手数料(1000ウォン)を支払う方法でCDネットワークをカードローンサービスに利用することができるから、上記のような共同の取引拒絶によってクレジットカード市場で取引の機会が剥奪されたとはいえず、直接の取引拒絶の相手方であるハナ銀行もまた同じく、取引相手方の選択の自由が不当に制限されたとはいえない点、などの諸般事情を考慮したときは、上記のような共同の取引拒絶行為は、その拒絶に正当な事由があるものというべきである、とされた。

〔参考文献〕

日本語

- 赤間弘・野呂国央・多田博子 [2003] 「韓国の金融・企業改革について」日本銀行調査月報 5月号<<http://www.boj.or.jp/type/ronbun/ron/research/data/ron0305a.pdf>>。
- 荒井崇 [1999] 「韓国財閥の再生に向けて」FRI Review、1月、<<http://jp.fujitsu.com/group/fri/downloads/report/economic-review/199901/03arai.pdf>>
- 今泉慎也・安倍誠編著 [2005] 『東アジアの企業統治と企業法制改革』(日本貿易振興機構アジア経済研究所)。
- 遠藤敏幸 [2004] 「韓国における公正取引法の改正と財閥の構造変化」(『アジア研究』50巻1号39-55頁)。
- 池東旭 [2002] 『韓国財閥の興亡 癒着と相克のドラマ』(時事通信社)。
- 経済産業省 [2003] 『2003年度通商白書』<<http://www.meti.go.jp/report/tshuhaku2003>>。
- 杉浦宣彦・徐熙錫・横井眞美子 [2005] 「金融 ADR 制度の比較法的考察 英国・豪州・韓国の制度を中心に」(金融庁金融研究研修センターDP Vol.17)。
- 徐熙錫 [2003] 「韓国における消費者法の発展と課題」(『国民生活研究』42巻4号1-32頁)。
- _____ [2004] 「韓国における金融統合法制定に向けての動向」FSA リサーチ・レビュー2004 (金融庁金融研究研修センター、126-134頁)。
- 鄭浩烈 [2006a] 「(翻訳)韓国公正取引法の特徴とその運用」(『阪大法学』55巻6号1307-1333頁)。
- 中嶋慎治 [2001] 「韓国の開発体制と財閥」(『松山大学総合研究所所報』34号1-79頁)。
- 中山武憲 [1999] 「大競争時代における韓国競争政策」(『北大法学論集』50巻2号307-323頁)。
- _____ [2001] 『韓国独占禁止法の研究』(信山社出版)。
- _____ [2005a] 「韓国独占禁止法 2004年改正について」(『公正取引』654号53-55頁)。
- _____ [2005b] 「韓国独占禁止法 2004年改正及び同法施行令改正について」(『名経法学』19号、41-80頁)。
- 深川由起子 [2000] 「第二幕を開ける韓国の金融再編ドラマ 市場主導型の再編と経営戦略の明確化が課題」(『金融財政事情』51巻17号、31-34頁)。
- _____ [2001] 「韓国の構造調整と「財閥」—市場主導型調整へ、残された課題」(『問題と研究』30巻6号21-33頁)。
- _____ [2004] 「韓国の金融構造改革 進展の評価と残された課題」(『現代韓国朝鮮研究』4号、2-12頁)。

(このページは白紙です)